

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例及び寒川町指定地域密着型
介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 8 号

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例及び寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する条例

(寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例(平成 25 年寒川町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第 85 条第 3 項、第 86 条、第 193 条第 10 項、第百 194 条第 2 項及び第 195 条を除く。)中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第 8 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 84 条第 6 項第 1 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 84 条第 6 項第 2 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 84 条第 6 項第 3 号」を「第 84 条第 6 項」に改める。

第 25 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行

い」に改める。

第 34 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 62 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 65 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第 67 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第 80 条の次に次の 1 条を加える。

(事故発生時の対応)

第 80 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利

用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 65 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 81 条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第 42 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 82 条中「、第 42 条」を削る。

第 84 条第 6 項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に 中欄に掲げる施設等のいずれかが併設され ている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の 同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれ かがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定地域密着型特定施設、指定地域密着型介 護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施 設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2	左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの 事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応 型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設

項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	又は介護老人保健施設
介護職員	看護師又は准看護師

第84条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	26人又は27人	28人	29人
利用定員	16人	17人	18人

第93条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第94条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第115条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必

要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第137条を次のように改める。

第137条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

第154条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地

域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 178 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 182 条第 1 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第 11 章 複合型サービス」を「第 11 章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 192 条中「(以下「指定複合型サービス」という。)」を「(施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)」に改める。

第 193 条第 1 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービスの事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 6 項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 10 項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 195 条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第 196 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人」の

次に「(登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	26 人又は 27 人	28 人	29 人
利用定員	16 人	17 人	18 人

第 197 条第 1 項及び第 3 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 198 条の見出し及び同条第 1 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 199 条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第 3 号から第 5 号までの規定中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第 7 号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第 9 号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 202 条第 1 項及び第 203 条第 2 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 204 条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第 84 条第 6 項各号」を「第 84 条第 6 項」に改める。

(寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例(平成 25 年寒川町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第10条第1項中「第46条第6項第2号」を「第46条第6項」に、「第46条第6項第3号」を「第46条第6項」に改める。

第11条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第46条第6項第4号」を「第46条第6項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第46条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
--	--

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	左欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
介護職員	看護師又は准看護師

第46条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第47条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第49条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	26 人又は 27 人	28 人	29 人
利用定員	16 人	17 人	18 人

第 65 条中「第 46 条第 6 項各号」を「第 46 条第 6 項」に改める。

第 67 条中「及び第 33 条から第 40 条までの」を「、第 33 条から第 38 条まで、第 39 条(第 4 項を除く。)及び第 40 条」に改める。

第 68 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 72 条中「第 8 条の 2 第 17 項」を「第 8 条の 2 第 15 項」に改める。

第 76 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 88 条中「第 38 条から第 40 条まで」を「第 38 条、第 39 条(第 4 項を除く。)、第 40 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。